

訪問リハビリテーションサービス 料金表

令和6年6月1日改定

介護予防訪問リハビリテーション

要支援 1・2	サービス内容	自己負担額(円)			
		1割	2割	3割	算定単位
介護予防 訪問リハビリテーション費 ※1	利用者さまの自宅を訪問し、心身機能や生活活動状況、環境等を評価した上で、自立した日常生活活動や社会への参加を支援するための訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って提供するサービスの基本料金です。	298	596	894	20分につき
短期集中 リハビリテーション実施加算	退院(退所)日を起算日として3ヶ月以内に実施する、集中的なリハビリテーションに対する加算です。	200	400	600	1日につき
退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する加算です。	600	1,200	1,800	退院時のみ
サービス提供体制強化加算 (I)	質の高いサービスの提供と職員のキャリアアップの促進を図るため、有資格者の有無や常勤職員の割合、勤続年数、研修の実施等の要件を満たした事業所に対する加算です。	6	12	18	20分につき

※1 1週に120分を限度としてご利用いただくことができます。
ただし、退院・退所直後の場合には、退院(所)日から起算して3ヶ月以内は週240分ご利用可能となります。

訪問リハビリテーション

要介護1～5 (経過的要介護を含む)	サービス内容	自己負担額(円)			
		1割	2割	3割	算定単位
訪問リハビリテーション費 ※1	利用者さまの自宅を訪問し、心身機能や生活活動状況、環境等を評価した上で、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って提供するサービスの基本料金です。	308	616	924	20分につき
短期集中 リハビリテーション実施加算	退院(退所)日を起算日として3ヶ月以内に実施する、集中的なリハビリテーションに対する加算です。	200	400	600	1日につき
リハビリテーション マネジメント加算	口 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省(科学的介護情報システム)に提出し、得られた評価を適切・有効にサービスの提供に活用する事業所に対する加算です。	213	426	639	1ヶ月につき
	医師の 説明 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、医師、療法士、その他の職種とリハビリテーション会議等を通して情報共有し、見直しを行います。医師により計画内容を説明する事業所に対する加算です。	270	540	810	1ヶ月につき
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 ※2	認知症の方に対して、認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら、生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施することを評価する加算です。	240	480	720	1日につき
退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する加算です。	600	1,200	1,800	退院時のみ
移行支援加算	訪問リハビリテーションの利用により、日常生活動作能力等が向上し、社会参加に資する取組(通所介護、通所リハビリなど)に移行するなど、質の高い訪問リハビリテーションサービスを提供する事業所に対する加算です。	17	34	51	1日につき
サービス提供体制強化加算 (I)	質の高いサービスの提供と職員のキャリアアップの促進を図るため、有資格者の有無や常勤職員の割合、勤続年数、研修の実施等の要件を満たした事業所に対する加算です。	6	12	18	20分につき

※1 1週に120分を限度としてご利用いただくことができます。
ただし、退院・退所直後の場合には、退院(所)日から起算して3ヶ月以内は週240分ご利用可能となります。

※2 1週間に2日を限度として加算されます。